

京 都 大 学 民 間 等 共 同 研 究 取 扱 規 程 新 旧 対 照 表

改 正 前	改 正 後
<p>(前 略)</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 } (略)</p> <p>2 } 3 }</p> <p>4 この規程において「発明等」とは、次の各号に掲げるものをいう。</p> <p>(1) 特許権の対象となる発明</p> <p>(2) 実用新案権の対象となる考案</p> <p>(3) 意匠権の対象となる創作</p> <p>(4) プログラムの著作物、データベースの著作物及びデジタルコンテンツの著作物</p> <p>5 この規程において「特許権等」とは、次の各号に掲げるものをいう。</p> <p>(1) 特許権</p> <p>(2) 実用新案権</p> <p>(3) 意匠権</p> <p>(4) 著作権</p> <p>(5) 特許を受ける権利</p> <p>(6) 実用新案登録を受ける権利</p> <p>(7) 意匠登録を受ける権利</p> <p>(中 略)</p> <p>(研究経費の負担)</p> <p>第9条 共同研究を受け入れる部局は、施設・設備を当該共同研究の用に供するとともに、当該施設・設備の維持管理に必要な経常経費等を負担するものとする。</p> <p>2 民間機関等は、共同研究遂行上特に必要となる謝金、旅費、設備費、消耗品費、光熱水料等の直接的な経費（以下「直接経費」という。）及び産学官連携推進に関連し直接経費以外に必要な経費を勘案して定める額（以下「<u>産学官連携推進経費</u>」という。）の合算額を負担するものとする。ただし、総長がやむを得ないと認める場合には、直接経費を負担するものとする。</p> <p>3 前項により民間機関等の負担する額を算出する場合、<u>産学官連携推進経費</u>は、直接経費の10パーセントに相当する額を標準とする。</p> <p>4 共同研究を受け入れる部局は、必要に応じ、直接経費の一部を負担することができる。</p> <p>5 民間機関等は、当該共同研究が第2条第1項第2号に定めるものであるときは、民間機関等における研究に要する経費等を負担するものとする。</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 } (同 左)</p> <p>2 } 3 }</p> <p>4 この規程において「発明等」とは、次の各号に掲げるものをいう。</p> <p>(1) 特許権の対象となる発明</p> <p>(2) 実用新案権の対象となる考案</p> <p>(3) 意匠権の対象となる創作</p> <p>(4) プログラムの著作物、データベースの著作物及びデジタルコンテンツの著作物</p> <p><u>(5) 回路配置利用権の対象となる回路配置</u></p> <p><u>(6) 育成者権の対象となる植物の新品種</u></p> <p>5 この規程において「特許権等」とは、次の各号に掲げるものをいう。</p> <p>(1) 特許権</p> <p>(2) 実用新案権</p> <p>(3) 意匠権</p> <p>(4) 著作権</p> <p><u>(5) 回路配置利用権</u></p> <p><u>(6) 育成者権</u></p> <p><u>(7) 特許を受ける権利</u></p> <p><u>(8) 実用新案登録を受ける権利</u></p> <p><u>(9) 意匠登録を受ける権利</u></p> <p><u>(10) 回路配置利用権の設定登録を受ける権利</u></p> <p><u>(11) 品種登録を受ける権利</u></p> <p>(研究経費の負担)</p> <p>第9条 } (同 左)</p> <p>2 民間機関等は、共同研究遂行上特に必要となる謝金、旅費、設備費、消耗品費、光熱水料等の直接的な経費（以下「直接経費」という。）及び<u>産官学連携推進</u>に関連し直接経費以外に必要な経費を勘案して定める額（以下「<u>産官学連携推進経費</u>」という。）の合算額を負担するものとする。ただし、総長がやむを得ないと認める場合には、直接経費を負担するものとする。</p> <p>3 前項により民間機関等の負担する額を算出する場合、<u>産官学連携推進経費</u>は、直接経費の10パーセントに相当する額を標準とする。</p> <p>4 } (同 左)</p> <p>5 }</p>

改正前	改正後
<p>(中略) (特許権等の出願等)</p> <p>第15条 共同研究において発明等が生じた場合における帰属の決定、出願その他特許権等の取扱いについては、次項、<u>第3項及び第4項並びに次条から第18条までに定めるほか、別に定める京都大学発明規程（平成16年達示第96号。以下「発明規程」という。）の定めるところによる。</u></p> <p>2 <u>総長は、民間機関等と第7条第1項に定める共同研究契約を締結しようとするときは、特許権等の帰属と出願につき、次の各号のいずれによるかを定めるものとする。</u></p> <p>(1) <u>共同研究の結果得られる特許等を受ける権利は、原則として本学（発明規程第16条ただし書の場合にあっては当該研究担当者）に帰属する。ただし、民間機関等の貢献度に応じて、共同研究による成果の帰属とその持分を別途定めることを妨げない。</u></p> <p>(2) <u>共同研究の結果得られる特許等を受ける権利は、共同研究の結果生じた発明等が単独で行われたか又は共同で行われたかの区別に従い、本学（発明規程第16条ただし書の場合にあっては当該研究担当者）若しくは民間機関等の単独所有又は両者の共有とする。</u></p> <p>3 <u>総長は、発明規程第16条本文の規定（第33条において準用する場合を含む。以下同じ。）により、共同研究の結果得られる特許等を受ける権利を本学が承継した場合において特許権等の出願を行おうとするときは、当該出願について、あらかじめ民間機関等の長の同意を得るものとする。</u></p> <p>4 <u>総長は、共同研究の結果得られる特許等を受ける権利の持分を発明規程第16条本文の規定により本学が承継した場合において特許権等の出願を行おうとするときは、民間機関等の長と当該特許等を受ける権利に係る持分を定めた共同出願契約を締結のうえ、共同して出願を行うものとする。</u> (特許権等の優先的実施)</p> <p>第16条 <u>総長は、本学に帰属する特許権等（発明規程第16条本文の規定による特許を受ける権利及びこれに基づき取得した特許権等をいう。以下同じ。）を民間機関等又は民間機関等の長の指定する者に限り、出願したときから10年を超えない範囲内で定めた期間において優先的に実施させることができる。ただし、この期間は、必要に応じて更新することができる。</u></p> <p>2 <u>総長は、民間機関等との共有に係る特許権等を民間機関等又は民間機関等の長の指定する者に限り、出願したときから10年を超えない範囲内で</u></p>	<p>(特許出願等)</p> <p>第15条 共同研究において発明等が生じた場合における帰属の決定、出願その他特許権等の取扱いについては、次項<u>及び第3項並びに次条から第18条までに定めるほか、別に定める京都大学発明規程（平成16年達示第96号。以下「発明規程」という。）の定めるところによる。</u></p> <p>2 <u>総長は、発明規程第16条本文の規定（第35条において準用する場合を含む。以下同じ。）により、共同研究の結果得られる特許権等が本学に帰属した場合において特許出願等を行おうとするときは、当該特許出願等について、あらかじめ当該共同研究の相手方である民間機関等の長の同意を得るものとする。</u></p> <p>3 <u>総長は、共同研究の結果得られる特許権等の持分が本学に帰属し、当該共同研究の相手方である民間機関等との共有となった場合において特許出願等を行おうとするときは、当該民間機関等の長と当該特許権等に係る持分を定めた共同出願契約を締結のうえ、共同して出願を行うものとする。</u> (特許権等の優先的実施)</p> <p>第16条 <u>総長は、本学に帰属する特許権等について、共同研究の相手方である民間機関等又は民間機関等の長の指定する者に限り、出願したときから10年を超えない範囲内で定めた期間において優先的に実施させることができる。ただし、この期間は、必要に応じて更新することができる。</u></p> <p>2 } (同左)</p>

改 正 前	改 正 後
<p>定めた期間において優先的に実施させることができる。ただし、この期間は、必要に応じて更新することができる。</p> <p>(第三者に対する実施の許諾)</p> <p>第17条 総長は、前条第2項に規定する優先的実施の期間において、民間機関等又は民間機関等の長の指定する者が、その第2年次以降において正当な理由なく実施しないときは、民間機関等又は民間機関等の長の指定する者以外の者（以下「第三者」という。）に対し当該特許権等の実施を許諾することができる。</p> <p><u>2 総長は、民間機関等又は民間機関等の長の指定する者が、共有に係る特許権等を優先的実施期間中その第2年次以降において正当な理由なく実施しないときは、第三者に対し当該特許権等の実施を許諾することができる。</u></p> <p>(実施料)</p> <p>第18条 総長は、前2条の規定により本学に帰属する特許権等、共有に係る特許等を受ける権利若しくは特許権等の実施を許諾したとき又は共有に係る特許等を受ける権利若しくは特許権等を本学と共有する民間機関等が実施するときは、別に実施契約で定める実施料を徴収するものとする。</p> <p>(後 略)</p>	<p>第17条</p> <p>(同 左)</p> <p>(実施料)</p> <p>第18条 総長は、<u>第16条第1項の規定により、本学に帰属する特許権等について、民間機関又は民間機関が指定する者が実施したときは、別に実施契約で定める実施料を徴収するものとする。</u></p> <p><u>2 総長は、第17条の規定により、本学に帰属する又は共有に係る特許権等について、第三者が実施したときは、別に実施契約で定める実施料を徴収するものとする。</u></p> <p><u>3 総長は、第16条第2項の規定により、共有に係る特許権等について、共有者である民間機関又は当該民間機関が指定する者が実施するときは、その実施料について別途協議のうえ、定めることができる。</u></p> <p>附 則 この規程は、平成19年10月1日から施行する。</p>